

## むつ市議会第184回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

平成17年7月8日(金曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 第1 農業委員会委員の推薦

##### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第167号 むつ市産業会館条例
- 第3 議案第168号 むつ市観光物産館条例
- 第4 議案第169号 むつ市イベント広場条例
- 第5 議案第170号 むつ市文化財保護条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第171号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第172号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第173号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第174号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第175号 財産の取得について
- 第11 議案第176号 字の区域の変更について
- 第12 議案第177号 字の区域の変更について
- 第13 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第14 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第15 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第16 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第17 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第18 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)
- 第19 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第20 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算)

- 第21 報告第 21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について)
- 第22 報告第 22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について)
- 第23 報告第 23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(青森県消防補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県消防補償等組合規約の変更について)
- 第24 報告第 25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約)
- 第25 報告第 28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度むつ市用地造成事業会計補正予算)

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第26 議員提出議案第 5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 第27 議員提出議案第 6号 地方議会制度の充実強化に関する意見書
- 第28 議員提出議案第 7号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書
- 第29 議員提出議案第 8号 道路整備の推進に関する意見書
- 第30 議員提出議案第 9号 青森県立川内高等学校の存続を求める意見書
- 第31 議員提出議案第10号 風間浦村からの合併協議会の設置要請に係る議会の意思を表明する決議

【総務常任委員会からの申し出】

- 第32 請願の閉会中の継続審査

【国への要望活動】

- 第33 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58人）

1番	菊池一郎	2番	富岡幸夫
3番	横垣成年	4番	川下八十美
5番	山本留義	6番	白井二郎
8番	村川壽司	9番	小林正俊
10番	新谷功肇	11番	高田正弘
12番	佐々木	13番	石田勝治
15番	菊池広志	17番	木村亀
18番	川端澄男	19番	富岡修
21番	斉藤孝昭	22番	宮下順一郎
23番	赤松功	25番	本間千佳子
26番	坪田智十司	27番	田澤光雄
28番	福永忠雄	29番	工藤孝夫
30番	大澤敬作	31番	徳誠
32番	飛内賢司	33番	半田義秋
34番	牛滝春夫	35番	東健而
36番	坂井一利	38番	松野裕而
39番	東谷正司	40番	東谷良久
41番	佐々木隆徳	42番	立石政男
43番	竹本強生	44番	杉浦守彦
45番	柴田峯生	46番	杉浦洋
47番	千船司	48番	佐藤司
49番	澤藤一雄	50番	千賀武由
51番	目時睦男	52番	田高利美
53番	濱田栄子	55番	菊池清均
56番	澤田博文	57番	柏谷均
58番	工藤清四郎	59番	毛馬内光雄
60番	慶長徳造	61番	池田正利
62番	杉本清記	63番	久保田昌司
64番	川端一義	65番	服部清三郎

欠席議員（7人）

7番	村中徹也	14番	鎌田ちよ子
16番	野呂呂泰喜	20番	中村正志
24番	工藤藤直義	37番	板井磯美
54番	堺孝悦		

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管業者	杉山	重一	代査委員	菊池	十 四 夫
総務部長	齋藤	純	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉 部	名久井	耕 一
経済部長	森	正 剛	建設部長	藤井	幸 男
教育部長	宮下	孝 信	教育委員 事務	新谷	加 水
公企業局 管長	新谷	博 仁	監査委員 局長	小川	照 久
総務部・ 課長	佐藤	節 雄	企画部長 次	工藤	武 勝
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清 重	つ地 農務局 事務局長	西山	肇
企画課 部長	奥島	愼 一	企画課 部長	下山	益 雄
川舎所 内長	佐藤	吉 男	大庁舎所 畑長	中嶋	康 夫
脇野所 舎所長	千船	藤 四 郎	総務課 部長佐	濱田	賢 一
総務政 部課係 査	澁田	剛			

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次 長	小島	昭 夫
総括主幹	飛内	啓 一	主 幹	柳田	諭
庶務係長	古川	俊 子	庶務係 主任	濱村	勝 義
調査係 査	青山	諭	議事 係	葛西	信 弘

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は58人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、6月30日の澤藤一雄議員の一般質問での発言に対する議事進行について、議会運営委員会で審査した結果、特に問題ないと決定しましたので、報告いたします。

また、大澤敬作議員から、7月6日の一般質問の中で、西暦2002年を1902年と発言したことを訂正したい旨の申し出があり、これを許可しましたので、報告いたします。

次に、6月28日、各常任委員会に付託されました議案の審査結果について、会議規則第104条の規定に基づき、本日各常任委員長から委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

## 日程第1 農業委員会委員の推薦

○議長（宮下順一郎） 日程第1 農業委員会委員の推薦を議題といたします。

本件については、福永忠雄議員、池田正利議員

は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、審議終了まで退席を求めます。

お諮りいたします。推薦の方法については、指名推選とし、議長から指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法については指名推選とし、議長から推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4人とし、倉田寅太郎氏、福永忠雄氏、池田正利氏、山口芳一氏を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4人とし、倉田寅太郎氏、福永忠雄氏、池田正利氏、山口芳一氏を推薦することに決定いたしました。

## 日程第2～日程第25 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 議案第167号 むつ市産業会館条例から、日程第25 報告第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの24件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第176号、議案第177号、報告第12号から報告第14号まで及び報告第21号から報告第23号までについて、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（11番 高田正俊議員登壇）

○11番（高田正俊） 総務常任委員会に付託されました議案2件、報告6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月28日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案2件及び報告6件のいずれにつきましても全会一致で、原案のとおり可決並びに承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これについて理事者から、次のような説明がありました。

この報告は、市が加入している青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村退職手当組合同約の変更について、構成団体である津軽北部広域事務組合が解散したことに伴うものであるとの説明がありました。

これについて、委員からは、浪岡町長に関する問題等で、弊害を生む要因が組合議員の構成にあるので今後は、市及び町村議長の代表も構成メンバーにすべきでないか。また、その後の退職手当組合の状況を知りたいとの質疑が出されました。

これに対し、理事者側からは、構成メンバーについてはどうなるかはわからないが、浪岡町長の問題が出された時点で、退職手当の見直しをするということを知っているとの答弁がありました。

また、別の委員から、合併により失職した町村長の場合の退職金の算出について知りたいとの質疑が出されました。

これに対し、理事者からは、廃置分合により失職した首長については、従来の退職金に1.5上乘

せするという点であるとの答弁がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第167号から議案第169号までについて、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

（15番 菊池広志議員登壇）

○15番（菊池広志） 産業経済常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月28日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案につきましては、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました、主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第167号 むつ市産業会館条例についてであります。このことについて複数の委員から質疑がありました。

まず、産業会館の開館時間について、委員から、午後9時の閉館時間は遅過ぎるのではないかと質疑があり、理事者側から、さまざまな業種の人々や商店経営者等、夜遅くまで働く人々の利便性を考え、会議時間を設定できるようにしたもので、研修会や講習会に利用していただきたい、との答弁がありました。また、朝市、フリーマーケットなどの「こみせ広場」を行うとすれば、近隣商店街との摩擦が生じないかと質疑には、特段、近隣の商店との競合性はないと考えられる、との答弁がありました。

次に、指定管理者の収入と委託料について質疑があり、理事者側から、県内で実施されている指

定管理者制度においては、使用料収入金額の約3割を差し引いて、管理料として支払っているのが実情であり、指定管理者の指定の内容に沿って頑張れば、頑張るほど、この3割は委託料の相殺をすることができることになるため、企画力を持った、にぎわいを創出できる者でなければ、公の施設の管理はうまくいかないのではないかと理由で、この制度が導入されるものであり、契約期間は3年を考えているとの答弁がありました。

次に、指定管理者の募集について委員から質疑があり、理事者側から、8月中旬以降に説明会を開催、9月20日から10月3日までが募集期間、その後、選定委員会で候補者を選定、議会の承認を得ることになる。応募資格は、株式会社、NPO（エヌ・ピー・オー）、町内会等であるとの答弁がありました。また、指定管理者は、産業会館、観光物産館、イベント広場の3施設まとめて1管理者ということで、毎月、利用状況や管理状況等を報告してもらい、内容を審査し、経営不振であれば調査し、指導することになる、との答弁がありました。

次に、産業会館は収益事業はできるのか、また委託を受ける団体の機能として、事務所を構えることは可能か、との質疑に関しては、収益事業はできるが常設はできない、イベントとしての物販は構わない、とのことであり、事務所を構えることについては、今のところは考えていないとの答弁がありました。

また、委員から、電源立地対策交付金について、用途の緩和はされたというものの、まだまだ厳しいものがあるということであるが、指定管理者の企画・運営については、寛容にできるものは寛容にしていきたいとの要望がありました。

次に、議案第168号 むつ市観光物産館条例についてであります。委員から、観光物産館の収支、利用者数について質疑があり、理事者側より、

平成16年度むつ市北観光物産館公社収支計算書によると、収入支出とも4,354万1,522円で、うち利用料収入は536万1,445円、受託事業収入は3,528万2,727円となっている。利用者数は9万9,798人で、横ばい傾向にある、との答弁がありました。

以上で産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これでは産業経済常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第172号、議案第175号、報告第17号、報告第19号及び報告第28号について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

（2番 富岡幸夫議員登壇）

○2番（富岡幸夫） 建設常任委員会に付託されました議案2件、報告3件について、審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、6月28日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案、各報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第175号 財産の取得についてであります。

このことについて委員から、購入金額設定の根拠は何かとの質疑に対し、理事者側から鑑定の評価に基づき、地権者と交渉した結果の金額であるとの答弁がありました。

さらに他の委員から4点質問があり、1点目として、評価額より価格を下げてもらうことはできなかったのかとの質疑に対し、理事者側から評価額より若干低い価格設定になっているとの答弁がありました。

2点目として、当該用地の隣接地に地権者の所有する土地はあるのかとの質疑に対し、理事者側から緑町保育所が隣接地となるが、地権者の土地であるとの答弁がありました。

3点目として、用地を購入した場合、いつ建設する計画となっているのかとの質疑に対し、理事者側から来年度に住宅マスタープランを策定する予定なので、これを踏まえて対応することになるとの答弁がありました。

4点目として、購入地と他者の所有地との因果関係はあるのかとの質疑に対し、理事者側から承知していないとの答弁がありました。

次に、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成16年度むつ市下水道事業特別会計補正予算）であります。

このことについて委員から、市内の下水道施設の詳細がわかる資料を作成することはできないのかとの質疑に対し、理事者側から旧市町村でパンフレットを制作していたことから、これを参考にしながら作成したいとの答弁がありました。

さらに同委員から、本会議において、大畑、脇野沢地区の口座振替等納付方法の問題が出ていることへの対応についての質疑に対し、理事者側から、早速、金融機関と協議し市民に不便をかけないよう対応したいとの答弁がありました。

次に、報告第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成17年度むつ市用地造成事業会計補正予算）であります。

このことについて委員から、いつまで事業の精算が続くのかとの質疑に対し、理事者側から、現在、精算会計として財産の処分を行っているが、不確定な状況にあるとの答弁がありました。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第170号、議案第171号、議案第173号、議案第174号、報告第15号、報告第16号、報告第18号及び報告第25号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（8番 村川壽司議員登壇）

○8番（村川壽司） 教育民生常任委員会に付託されました議案4件、報告4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月28日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。議案第171号と議案第173号の2件につきましてはご異議があり、反対意見が出されましたが、賛成多数で原案のとおり可決されました。その他議案2件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、また報告4件につきましても承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑、意見等について申し上げます。

初めに、議案第171号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、「青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領」の一部が改正され、平成17年10月1日に施行されることに伴い、市で実施している重度医療費給付事業と関連することから、県に準じて改正するものであるとの説明がなされました。

これについて委員から、健常者ではない、社会的には最も弱い立場に置かれている重度の心身障害者から、低所得者は除くとはいうものの負担を強いることになり、市の財政が逼迫しているといえども、福祉・教育にかかわる問題は、後退させてはいけないとの意見が出されました。

次に、議案第173号 むつ市乳幼児医療費給付

条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、「青森県乳幼児はつらつ育成事業費実施要領」の一部改正に伴い、市においても入院時の食事の実費を乳幼児医療費給付事業の給付の対象から除外するための改正である、との説明がなされました。

これについて委員から、現在少子化が大問題になっている中で、在宅時にも食事代はかかるものの、今まで支給してきた乳幼児医療費給付を国、県の改悪に準じて、市民に負担を課すことは、福祉にとって大きな問題であり遺憾である、との意見が出されました。

また、他の委員からは財政的な問題で、行政がやるべきことをやらないのでは困る。予算がなくてもやるべきこと、やれることはぜひやってほしいという要望が出され、理事者側からは、予算がなくてもできる部分はたくさんあるので、今までもやってきたが、創意工夫をしながらより努力していくとの答弁がありました。

また、他の委員からは国、県の条例等の改正に準じて市も改正することは、弱者に負担を強いることにつながり、大きな影響を及ぼすことになる。むつ市は福祉に関しては誇れる市であってほしい、との要望も出されました。

次に、議案第174号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、むつ市廃棄物減量等推進審議会委員の数を合併に伴い、15人以内から21人以内に変更するための改正であるとの説明がなされました。

これについて委員から、むつ市廃棄物減量等推進審議会の所掌事務、委員の選定基準、またどの機関が委員を決定するのかとの質疑に対し、理事者側から、審議会の所掌事務については、

- ・一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項

- ・廃棄物の減量等の促進に関する事項
- ・市長が必要と認めた事項

の3点で、廃棄物施策に関して広く意見を聞くことである。また、委員の選定基準については、学識経験者・各種団体の代表・関係機関の職員等の中から選定し、関係部署、関係団体に協議し、市長の決裁を受けているとの答弁がありました。

さらに同委員から審議会委員には専門的知識を持った業者を加えるべきではないかとの質疑に対して、理事者側からは、現在の審議会委員の方々には真摯に審議をしてもらっている状況である。専門的知識を持った方は業者だけとは限らないが、専門的知識を持っているのであれば、審議会等の委員に加わることはやぶさかではないと考える。審議会委員には、特に民意を反映させていただいており、地域に密着したごみ行政について意見を伺うことになるので、現在の任期が満了する際に、専門的知識を持った方を広く求める努力をしたいとの答弁がありました。

以上で教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで教育民生常任委員長報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

まず、議案第176号及び議案第177号の2件を一括して採決いたします。

以上の議案2件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、以上の議案2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報告第12号から報告第14号まで及び報告第21号から報告第23号までの6件を一括して採決いたします。

以上の報告6件に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、以上の報告6件は委員長報告のとおり承認されました。

次に、産業経済常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番横垣成年議員。

(3番 横垣成年議員登壇)

○3番(横垣成年) 議案第167号 むつ市産業会館条例に対し、反対討論を行います。

本案は、産業会館を平成18年4月にオープンするとともに、指定管理者制度を導入するためのものです。私は、指定管理者制度の問題点として、1、利用許可や条例の範囲で料金設定が可能なこと、2、住民に対する公的責任が後退すること、3、住民と議会のチェックが後退すること、

4、雇用と労働条件が後退することなどを挙げ、3月定例会に提案された指定管理者制度導入議案に対し、反対をいたしました。

産業会館なるものは、そもそも約15億円もの公的な大金をかけて建てる施設として妥当なものなのかどうか、産業会館以外に住民の切望している施設はなかったのか、現在のむつ市民体育館に利用者は満足しているのか、公式試合のできる体育館が欲しいという声なかったのか、まさかりプラザ前のイベント広場をオールシーズンで使いたいという声はなかったのか、海老川地区コミュニティセンターは、町内会以外の方にも開放し、住民が利用しやすく大変人気のある施設であり、平成15年度の利用者数は1万3,185名にもなります。町内会の努力もあり、年間維持費はたった250万円です……

○議長(宮下順一郎) 横垣議員にお願いをいたします。

議題外にわたらないように発言にご留意のほどお願いいたします。

○3番(横垣成年) このような施設がもっと欲しいという声はなかったのか、電源三法交付金だから土建業者が喜ばばよい事業、間に合わせのもので何でもいいというものではありません。電源三法交付金も、もとをただせば私たちの電気料金に上乗せされ、徴収されている税金です。1,000キロワット当たり425円、大体2万円に425円ですから、消費税より若干少ない2%ちょっとです。競争相手のない会社と言ってもいい東京電力とか東北電力株式会社といえども勝手に上乗せして徴収できるお金ではありません……

○議長(宮下順一郎) 再度横垣議員にお願いいたします。

議題外にわたらないように、発言にはご留意のほどお願いをいたします。

○3番(横垣成年) このようなお金であるゆえに、

きちっとした住民の理解の得るような施設が必要だと私は思います。

住民の切望している施設と言えない産業会館に約15億円、しかも指定管理者制度導入で3割の経費削減といっても維持管理費に約5,000万円ものお金をこれから出費していくこととなります。私は、住民が必要としていない施設に市のお金を出すべきでないと考えております。

産業会館は、オープンしないで閉鎖するか、売却を検討すべきであることを提案し、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしく願います。

次に、議案第168号 むつ市観光物産館条例に対し、反対討論を行います。

本案も前議案同様、指定管理者制度を導入するためのものであり、反対理由も前議案同様であります。本案では、指定管理者制度の問題点として挙げた雇用と労働条件の後退が早速生じる内容であります。現在観光物産館、いわゆるまさかりプラザに正職員1名と臨時職員3名が働いております。これらの職員は、財団法人むつ下北観光物産公社の解散に伴い職を失うこととなります。今後施設の建設に当たっては、住民との話し合いを基本に維持管理費と必要性を十分に検討したうえ着手すべきであることを提案し、本案に反対いたします。

議案第169号 むつ市イベント広場条例に対し、反対討論を行います。

本案も前議案同様、指定管理者制度を導入するためのものであり、反対理由も前議案同様であります。議員皆様方のご賛同をよろしく願います。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第167号から議案第169号までの3件についてご異議がありますので、起立により採決いたし

ます。

以上の3件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者51人、起立しない者6人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、以上の議案3件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、建設常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

まず、議案第172号及び議案第175号の2件を一括して採決いたします。

以上の議案2件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、以上の議案2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報告第17号、報告第19号及び報告第28号までの3件を一括して採決いたします。

以上の報告3件に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、以上の報告3件は委員長報告のとおり承認されました。

次に、教育民生常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。29番工藤孝夫議員。

(29番 工藤孝夫議員登壇)

○29番(工藤孝夫) 議案第171号案に反対討論をいたします。

本案は、むつ市重度心身障害者の医療費助成事業に1割の自己負担を導入するというものですが、社会的にも最も弱い立場に置かれている重度の心身障害者の方々であります。低所得者を除くとしているものの、全く冷たい仕打ちと言わざるを得ません。

また、65歳以上の上位所得者や市町村民税課税者の方を対象としないとしていますが、今高齢者を取り巻く現状は、年金及び介護保険の改悪、さらには障害者のサービス利用料の1割負担導入の自立支援法などの厳しい状況に追い込まれております。件数も多く、財政の逼迫を理由とするのでは、行政手腕が問われます。福祉の後退を認めるわけにはまいらず、改正案に反対いたします。

次に、議案第173号案に反対討論をいたします。旧むつ市は、平成14年3月に乳幼児医療費給付条例を改正し、それまで1歳児及び2歳児まで無料で病院にかかれたものを所得制限を設けて福祉を後退させております。本条例改正案も入院時における食事治療費に特定枠を設けて対象外にするというものであります。380件で1件当たり2,900円、総額110万円ということでしたが、1件当たり2,900円の影響は、若い主婦の今日の現状では小さいものではありません。特に今大きな社会問題となり、その対策方が強く求められております。少子化に拍車をかけるという点でも二重に後退するものであります。市民に負担を強いるのではなく、市独自で本気になって福祉の改善方にこそ取り組むべきであります。この点を強調しつつ、改正案に反対いたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第171号及び議案第173号の2件についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

以上の議案2件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者46人、起立しない者11人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、以上の議案2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第170号及び議案第174号の2件を一括して採決いたします。

以上の議案2件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、以上の議案2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報告第15号、報告第16号、報告第18号及び報告第25号の4件を一括して採決いたします。

以上の報告4件に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、以上の報告4件は委員長報告のとおり承認されました。

日程第26～日程第31 議員提出議案  
一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

議員提出議案第5号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第26 議員提出

議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。31番徳誠議員。

(31番 徳 誠議員登壇)

○31番(徳 誠) 議員提出議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

長期にわたり低迷を続けた景気に、大企業等を中心に回復のきざしが見えてきています。しかし、青森県のように中小企業の多い自治体にとって、大きな経済の回復はなかなか望めない状況です。市町村・都道府県の税収は落ち込み、地方財政は逼迫した状態が続いています。

国(総務省・財務省を中心に)は、義務教育費国庫負担金全体を交付金化あるいは一般財源化する等の見直しをすすめてきました。仮に、この負担金が一般財源化となった場合、国から青森県に配分される交付金は、総額で現行の約5割程度になるとさえいわれています。市町村の負担増は一層進みます。また、義務教育費国庫負担制度の対象職員から事務職員をはずそうとする動きも一層強まっています。このことは、事務職員が学校から引き揚げられることにつながるものであります。学校事務職員は、学校予算・就学援助・学校教育の環境整備など重要な役割を担っており、学校に欠くことができない職種です。

国が子どもたちの教育の最低水準を確保するという「教育の機会均等」がくずされようとしています。義務教育費国庫負担制度の堅持は今こそ重要になっています。

以上の観点から、下記の事項について特段のご理解をいただきますよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

記

1. 教育の機会均等を保障する現行の義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

2. 学校事務職員を引き続き義務教育費国庫負担制度の対象職員とすること。

以上が提案理由であります。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長(宮下順一郎) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣としたいと思っております。ご了承願います。

議員提出議案第6号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第27 議員提出議案第6号 地方議会制度の充実強化に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番山本留義副議長。

(5番 山本留義副議長登壇)

○5番(山本留義) 議員提出議案第6号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に進めているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主制・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度

調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、議長に議会招集権を付与すること、委員会にも議案提出権を認めること、議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、その他関係機関としたいと思っております。ご了承願います。

議員提出議案第7号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第28 議員提出議案第7号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 議員提出議案第7号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

1. 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国

と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。

3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。

4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。

5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、郵政民営化・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長、その他関係機関としたいと思えます。ご了承願います。

#### 議員提出議案第8号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第29 議員提出議案第8号 道路整備の推進に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。2番富岡幸夫議員。

(2番 富岡幸夫議員登壇)

○2番(富岡幸夫) 議員提出議案第8号 道路整備の推進に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

本州最北端の下北半島は、多くの山地・山岳部と海岸線を抱えているにもかかわらず、未だ公共交通機関の整備は十分とは言えない状況にあり、特に道路整備においては大きく遅れており、その整備をより一層推進することが必要不可欠である。

平成の大合併により生まれ変わった新むつ市は、下北地域の公共施設、医療施設、商業施設はもとより、国、県の官公庁が集中する、下北圏域の産業経済の中心都市として、重要な役割を担っているが、半島という不利な地理条件に加え、夏のヤマセ、冬の酷寒と積雪等、誠に厳しい気象条件にある。

このような、むつ、下北地方の住民にとっては、自動車は日々の生活を支える足となっており、通勤・通学はもとより、生産物の輸送に至るまで、

ほぼ百パーセントが自動車に頼っている現状である。

活力ある下北半島の地域づくりや、豊かな暮らしづくりを支援するためには、下北半島縦貫道路・国道338号バイパスの整備促進と狭隘箇所の改善、さらには市町村道の道路網整備は喫緊の課題である。

このため、次の事項について、特段の配慮がなされるよう、強く要望する。

#### 記

1. 活力ある地域づくりを推進するため、道路整備の促進を図ることとし、道路特定財源については、受益者負担の原則に則り一般財源化することなく、全額道路整備に充当すること。
2. 高規格幹線道路を初めとする道路整備の促進を図ること。
3. むつ市の活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、地域高規格道路や環状道路の整備、地域間の連携促進を図る道路整備を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第8号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ

って、議員提出議案第8号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。3番横垣成年議員。

(3番 横垣成年議員登壇)

○3番(横垣成年) 道路整備の推進に関する意見書に対し、反対討論を行います。

下北地域の道路事情は、生活道路の砂利道解消を初め、幹線においても歩道が整備されていなく、生命の危険が伴う部分の解消、道幅が狭く、対向車とようやくすれ違う部分の解消、災害時の迂回路がない部分の解消など緊急に整備をしなければならない課題をたくさん抱えております。しかし、本意見書においては、高規格幹線道路を初めとする道路整備の促進を図ることとありますが、地方一般道路整備、生活道路、側溝の整備ではなく高規格幹線道路、高速道路中心であります。

また、本意見書においては、道路特定財源を一般財源化するのではなく、全額道路整備にとしております。まるであらゆる道路整備に使われているかのような錯覚を持ちます。

そもそも道路特定財源は、1953年に国道、県道の舗装率5%以下という状況を打開する理由でつくられました。舗装率96%を超えた現在は、この制度を続ける理由はありません。また、使用範囲が限定されているため、必要のない道路、いわゆるむだな公共事業が行われる原因にもなっているのが現状です。そして、現在私たちは道路特定財源として5.7兆円という大変巨額な金額を税金として徴収されております。

言うまでもなく道路特定財源から生活道路整備のお金が来ないことは、皆さんも十分ご存じだと思います。道路特定財源は廃止した方が国民のため、日本の適正な公共事業実現のためにもなるものなのであります。道路関係の族議員の食い物にされているというのが現状ではないでしょうか。

地球温暖化防止のための京都議定書がロシアの署名によってことし2月に発効いたしました。二酸化炭素排出削減を日本も真剣に考えなくてはなりません。モータリゼーションの見直し、公共交通機関充実への転換が求められます。京都議定書を踏みにじるとも言える本意見書に対し、反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議員提出議案第8号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者51人、起立しない者5人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、財務大臣、国土交通大臣、その他関係機関としたいと思えます。ご了承願います。

#### 議員提出議案第9号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第30 議員提出議案第9号 青森県立川内高等学校の存続を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。33番半田義秋議員。

(33番 半田義秋議員登壇)

○33番(半田義秋) 議員提出議案第9号 青森県立川内高等学校の存続を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

青森県教育委員会の「県立高等学校教育改革第2次実施計画」では、県立川内高等学校は、現在の1学年2学級、定員70名、全校6学級編成を、

平成18年度から1学年1学級、定員40名、全校3学級編成とし、平成20年度には川内高等学校の名称を廃止し、「青森県立大湊高等学校川内校舎」とすることとしている。

川内高等学校の前身は、戦後の新しい学制制度のもと、高等教育が強く望まれるなかで、昭和23年に県立大湊高等学校定時制川内分校として設置され、多くの有為な人材を輩出し、地域住民の期待にこたえてきたところであるが、昭和51年に全日制課程普通科が認められ、さらに昭和53年には、下北地方西通り地区の悲願であった独立高校への夢が叶い、地域の更なる期待を担いつつ、県立川内高等学校として独立し今日まで28年の足跡を刻んできた。

この間、少子化に伴う中学校卒業生の減少によって、数度の定員の削減を余儀なくされてきたが、「清く豊かに逞しく」を校訓として、文武両面において地域・家庭・学校が一体となった特色ある教育活動により、現在定数に対し90%以上の生徒を確保しており、この数字は、今後とも独立校として維持していけるものと考えている。

少子化が進んでいる私たちの地域にあっては、単に児童・生徒の減少のみをもって、地域の高等教育環境の衰退をみることは看過できないことであり、子供たちを故郷で教え育み、真に有為な人材として世に送り出すことこそ、私たちの重大な義務と責任であると考えている。

よって、私たちは「青森県立川内高等学校」のより一層の発展を期し、その存続を強く求めるものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員の皆様方のご賛同を切にお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第9号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、青森県知事、青森県教育委員会委員長としたいと思っております。ご了承願います。

#### 議員提出議案第10号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第31 議員提出議案第10号 風間浦村からの合併協議会の設置要請に係る議会の意思を表明する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。46番杉浦洋議員。

（46番 杉浦 洋議員登壇）

○46番（杉浦 洋） 議員提出議案第10号 風間浦村からの合併協議会の設置要請に係る議会の意思を表明する決議について、決議案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

本定例会の行政報告で、市長は、風間浦村民よ

り当市を対象とした合併協議会設置を求める請求が村に提出され、当市が合併協議会の設置を議会に付議するか否かの意見を村長より求められた旨を述べております。

この中で市長は、むつ市としては、北通り3町村が合併協議会を設置したことや、当市が新生むつ市として誕生してから間がないこと等から3町村の合併協議の行方を静観することが現段階では最善の策と考えると、議員の意見を聴き最終結論を出したいとしております。

むつ市議会としては、新むつ市誕生に至る今までの経緯を考えるに、昨年4月まで「下北は一つ」との思いの中、8市町村で進めてきた広域合併の枠組みが大間町の離脱により7市町村となり、その後、横浜町、風間浦村、佐井村の離脱という、予想だにできない状況に置かれた中においても、下北地域の大同合併という理想の火を絶やすことだけは避けたいとの地域住民の強い思いを受け、むつ市、川内町、大畑町及び脇野沢村の4市町村それぞれの議会において特別委員会を設置する等、議論に議論を重ねて今年3月14日ようやく合併にこぎ着けたという、多くの曲折、苦しみを経て今日の新むつ市の誕生を見たわけでありませう。

かかる経緯を鑑みるに、今回の風間浦村民の当市へ対する熱き思いは重く受け止め、十分理解はできるものの、新市としての体制作り等が緒に付いたばかりであり、これから理事者とも協議を重ねながらまちづくりを進めていかなければならない重要な時期にあるということも念頭に置かなければならないことから、いましばらくは北通り3町村合併協議会の推移を見極めるべきであるとの判断をしたところであります。

以上、決議します。

これをもちまして提案理由の説明といたします。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第10号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第10号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第10号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第32 請願の閉会中の継続審査

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第32 請願の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務常任委員長から、現在委員会において審査中の事件につき、会議規則第105条の規定によりお手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続

審査にすることに決定いたしました。

### 日程第33 議員派遣について

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第33 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第159条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

### 閉会の宣告

○議長（宮下順一郎） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第184回定例会を閉会いたします。

午前11時38分 閉会